退職者ニ対シテハ左ノ如キ率ヲ以テ給與スル事
一年以上二年未満ハ給料月額ノ百分ノ六十

15.3.17
第209号

大正十五年三月

京城電車紛擾に関する件

東部

財團協會

電車收入金ニ対スル補助ノ件ハ現行ノ條ハ之ヲ東洋保護費ニ
所ノ従業員及電気保護ニ従事スル緊急及執達工夫ニ及ボス
其他ノ保護ニ関スル件
連続三ヶ月両端勤シタル乙ニ保護券ニ数ヲ給シ有効期間ヲ
六ヶ月トス
其他者條ハ去ル二月二十五日會社ヲ出答ノ通ケニ詳細ニ